

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

北栄町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
北栄町立中央保育所	東伯郡北栄町弓原458
北栄町立東保育所	東伯郡北栄町江北3854
北栄町北条健康福祉センター	東伯郡北栄町土下121-1